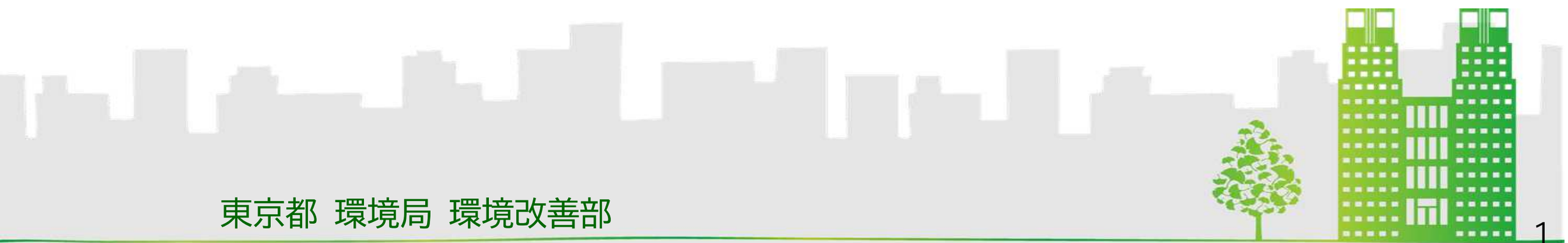
東京都土壌汚染対策セミナー

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく
届出等のよくある誤りと指摘事項



東京都　環境局　環境改善部

目次　調査編

1.　条例117条1項届出書における注意点
2.　法3条1項届出書における注意点
3.　法4条1項届出書における注意点
4.　条例117条2項届出書における注意点（法4条2項同時提出の場合）
5.　法4条2項届出書における注意点

1．条例117条1項届出書における注意点

条例117条1項届出書における注意点

記 載 例

第34号様式（第57条関係）

土地利用の履歴等調査届出書

令和7年4月1日

東京都知事　殿

届出者１　東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第１項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改変に係る事業の名称		〇〇計画		
土地の改変の場所		新宿区　〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号　（住居表示） 新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 3 筆　（地番） ※詳細は別紙「筆一覧」のとおり		
対象地の概要	敷地面積	全体面積　5,000.00 ㎡ 算出根拠　CAD面積	用途地域	準工業地域
	うち改変面積	全体面積　5,000.00 ㎡ 算出根拠　CAD面積		
	現在の土地利用状況及び土地の改変の区域	〇環改化〇第〇号のとおり		
	周辺の土地利用状況	〇環改化〇第〇号のとおり		

土地の改変の種類	最大改変深度（m）	掘削深度（m）※掘削を伴う場合	杭深度（m）※杭施工を伴う場合
既存建物の解体	9.00	9.00	8.00
	0.00		
	0.00		

土地の所有者（土地の所有者が届出者と異なる場合）	別紙「筆一覧_条例」のとおり	
調査結果	別紙「土地利用の履歴等年表」のとおり ※調査結果により対象地内において土壌汚染のおそれがあるため土壌汚染状況調査を実施する。	
※受付欄		

	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
連絡先	〇〇株式会社	〇〇 〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考　１　※印の欄には記入しないこと。
２　△印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
３　この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

届出書の鑑に関する事項

➤ 届出者

土地の形質の変更をしようとする者が届出者となっているか要確認。

➤土地の改変の種類

一つの届出内に複数の事業が混在する場合は、行を分けてそれぞれについて記載すること。
（解体と新築など）

➤ 連絡先

連絡先欄の担当者氏名・電話番号・メールアドレスを省略しないこと。

記 載 例

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、
次の権限を委任します。

【委任事項】

【受任者】
住所：
氏名：

【委任者】
住所：
氏名：　　印

作成日：令和〇年〇月〇日

委任状・事務処理規定等に関する事項

➤受任者
届出者が法人の場合で、届出者が代表取締役等の代表権を有する者でない場合は添付が必要。

受任者と届出者を一致させること。
（設計事務所や指定調査機関などへの委任は出来ません）

記 載 例

土地利用の履歴等年表

※既届出の地歴利用の場合は、表上部の行のグループを展開して、地歴情報を記入してください。
※敷地全体と改変対象地の汚染のおそれをかき分ける場合は、表上部の列のグループを展開して、「改変対象地の土地利用の状況」より記入してください。
※記載行が足りない場合は15番目の行をコピーして行を追加してください。

No.	年代		対象地の土地利用の状況	土壌汚染の可能性	根拠資料			
					資料の種類	年代		出典
	西暦	和暦				西暦	和暦	
1	1932	昭和7年	対象地は、個人所有の農地として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	地形図 航空写真	1932	昭和7年	国土地理院発行 ○○○㈱発行
2	1946	昭和21年	3月に対象地に個人住宅が建設された。土地利用としては建物、庭園及び個人使用の駐車場であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい	土地登記簿 地形図 航空写真	1946	昭和21年	国土地理院発行 ○○○㈱発行
3	1949	昭和24年	４月に「○○工業所」が操業を開始した。○○工程において「トリクロロエチレン」、○○工程において「水銀及びその化合物」の計２物質が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 地形図 航空写真 住宅地図 事業者等からの聴取調査	1949	昭和24年	国土地理院発行 ○○○㈱発行 △△△㈱発行
4	1958	昭和33年	対象地は、１９４９年（昭和２４年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図	1958	昭和33年	△△△㈱発行
5	1968	昭和43年	対象地は、１９５８年（昭和３３年）とほぼ同様であるが、一部事業場が拡張され、建物も一部改築及び増築されている。	土壌汚染の可能性が考えられる	住宅地図	1968	昭和43年	△△△㈱発行
6	1975	昭和50年	７月に○○商事㈱の所有となり、「○○製作所」となった。○○工程において、「鉛及びその化合物」が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図 特定施設設置届出書 事業者等からのヒアリング	1975	昭和50年	△△△㈱発行
7	1981	昭和56年	対象地は、１９７５年（昭和５０年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	住宅地図	1981	昭和56年	△△△㈱発行
8	1989	平成元年	対象地は、１９８１年（昭和５６年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	1989	平成元年	○○○㈱発行 △△△㈱発行
9	1997	平成9年	対象地は、１９８９年（平成元年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	1997	平成9年	○○○㈱発行 △△△㈱発行
10	2006	平成18年	９月に「○○製作所」が操業を廃止した。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図 特定施設使用廃止届出書 現況写真	2006	平成18年	○○○㈱発行 △△△㈱発行
11	2016	平成28年	対象地は住宅として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	航空写真	2016	平成28年	国土地理院
12	2026	令和8年	対象地は、２０１６年（平成２８年）と同様であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい	現況写真	2026	令和8年	
13								
14								
15								

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

土地利用の履歴等年表に関する事項

➤ 最初の履歴

原則戦前まで遡って調査する必要がある。
（水域又は自然林等の場合は例外）

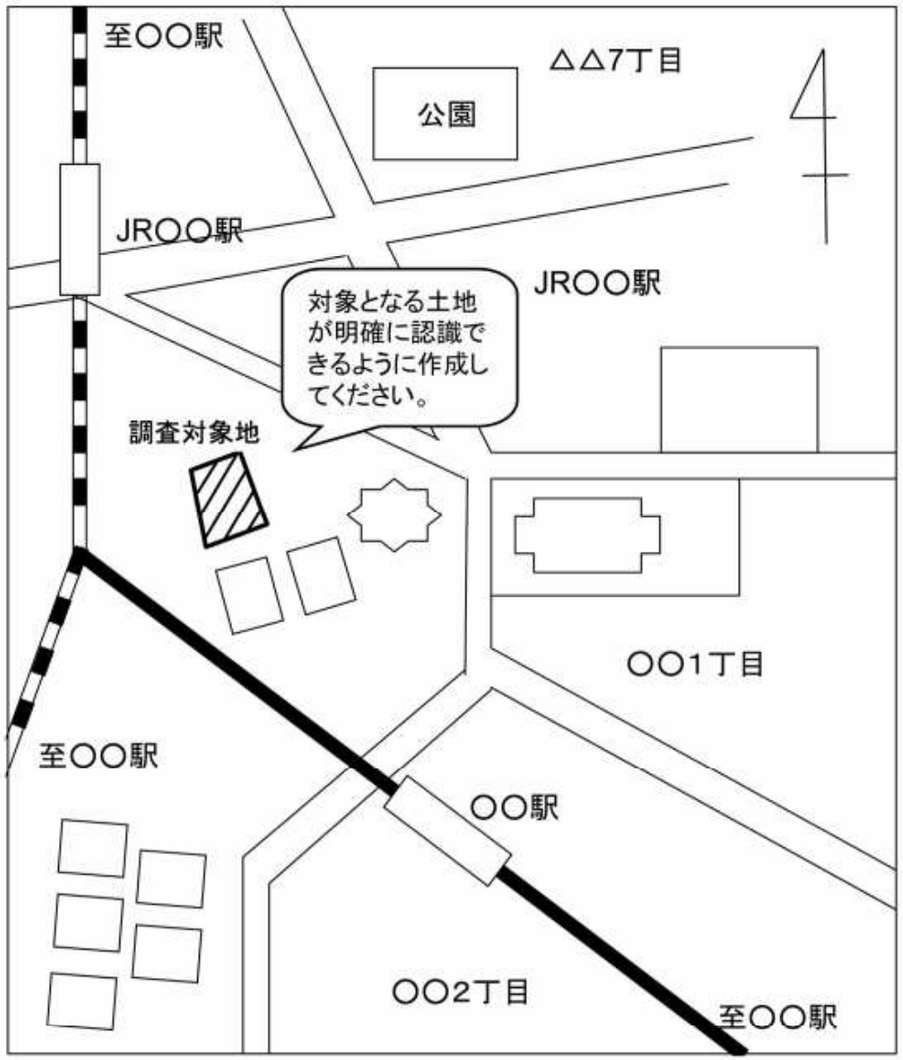
➤履歴の間隔

基本的には、おおむね10年間隔で記載。
対象地の状況に変化があった場合は10年間隔にとらわれず、変遷（工事や届出）が確実に把握できるような間隔で履歴を記載すること。

➤最後の履歴

原則、現況写真を根拠資料として、対象地の現在の状況を報告すること。

記 載 例



（出典：〇〇）

対象地位置図に関する事項

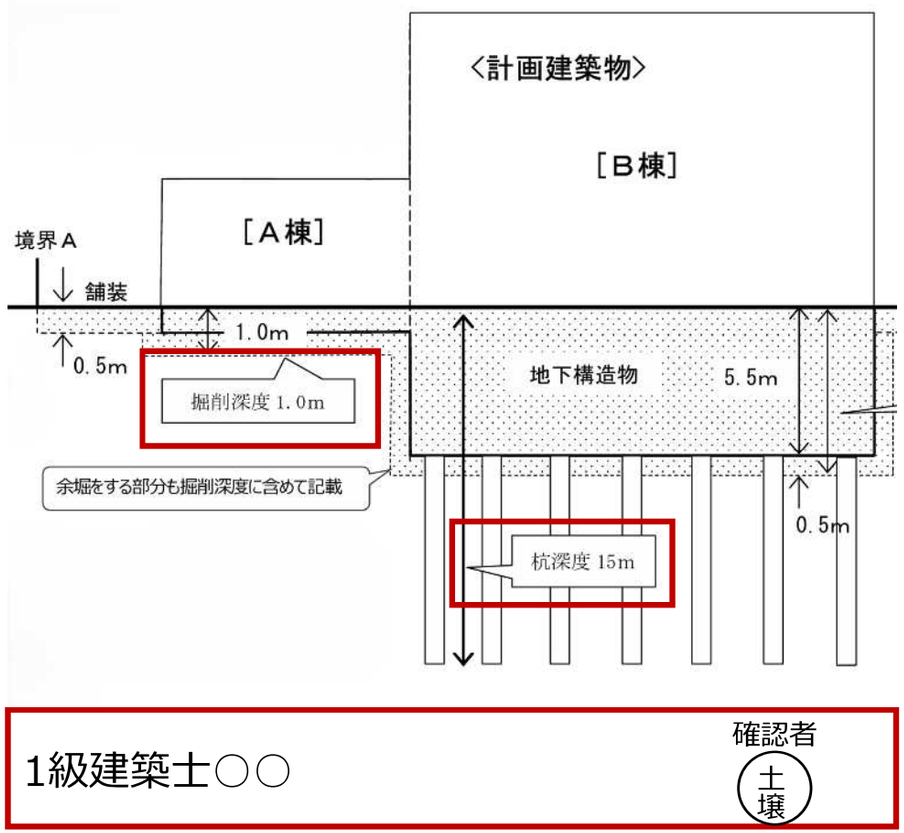
➤ 出典

公的な資料等、自由に利用できる地図を使用すること。
出典等を明記し、必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得し、許諾番号を記載すること。

➤個人情報の取扱い

地図上に個人名等の個人情報が視認できる場合は必ずマスキングすること。

記 載 例



土地改変の概要図に関する事項

➤掘削深度及び杭深度の記載

掘削深度及び杭深度が確認できる資料は必ず添付すること。
複数の深度の掘削が存在する場合は資料も複数必要。
（記載例外にC棟もある場合、解体及び新築など）

➤個人情報の取扱い

図面上に個人名等の個人情報が視認できる場合は必ずマスキングすること。
（建築士や登録番号、決裁者など）

記 載 例



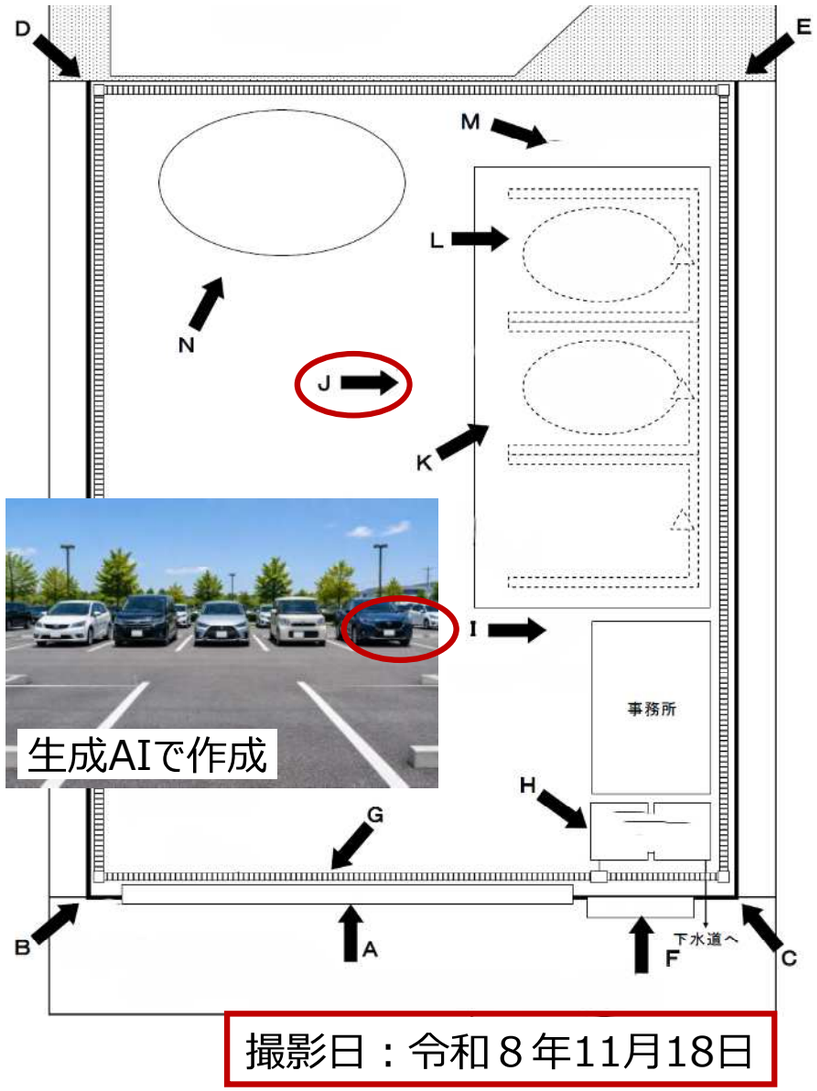
生成AIで作成

公図に関する事項

➤ 場所の明示

対象敷地と改変対象地を明示すること。

記 載 例



現況写真に関する事項

➤ 図面の作成

対象地の現況写真をどの方向からどの場所を撮影したかが分かる図面を添付すること。

➤個人情報の取扱い

個人情報が視認できる場合は必ずマスキングすること。
（顔、個人名、登録番号、ナンバープレート）

➤撮影日の記入

現況写真を撮影した年月日を記載すること。

2．法3条1項届出書における注意点

記 載 例

様式第一（第一条第二項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

令和7年4月1日

東京都知事　　殿

報告者１	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工業株式会社 代表取締役社長　〇〇　〇〇

土壌汚染対策法第３条第１項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称		〇〇工業株式会社	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		新宿区　〇〇町〇丁目□番※号	（住居表示）
		新宿区〇〇町〇丁目×番△　外 2 筆	（地番）
使用が廃止された有害物質使用特定施設			
	施設の種類	65　酸又はアルカリによる表面処理施設	
	施設の設置場所	新宿区〇〇町〇丁目×番△　外 1 筆	（地番）
	廃止年月日	令和7年4月1日	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類		シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物	
土壌汚染状況調査の結果		汚染が確認された 土壌含有量基準不適合　該当なし 土壌溶出量基準不適合　シアン化合物 第二溶出量基準不適合　該当なし	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		株式会社〇〇〇〇	（〇〇県知事登録　濃度第〇〇号）
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称		株式会社〇〇〇〇	（指定番号〇〇-〇-〇〇〇〇）
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号		株式会社〇〇〇〇　技術部　〇〇　〇〇	〇〇-〇-〇〇〇〇

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇工業株式会社〇〇事業部	〇〇　〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

届出書の鑑に関する事項

➤ 報告者

有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の工場・事業場の土地所有者等が報告者となっているか要確認。

➤委任状・事務処理規定等

報告者が廃止された時点の土地所有者等ではない場合、本届出の提出に関して土地所有者等と報告者間での調査義務の承継に関する合意が確認できる書類や、責任の所在が明示されている書類等の添付が必要。

3．法4条1項届出書における注意点

法4条1項届出書における注意点

記 載 例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和7年4月1日

東京都知事　　殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者１ 〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法 第４条第１項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		新宿区 〇町〇町目〇番〇号 （住居表示） 新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 7 筆 無地番 （地番） ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり
土地の形質の変更の場所		新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 7 筆 無地番 （地番） ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		全体形質変更面積 9,999.90 ㎡ 算出根拠 （うち掘削部分面積 9,999.90 ㎡） 実測面積 最大改変深度 9.90 m （掘削深度、杭深度 9.90 m、 8.80 m） ※今回届出分に係る情報は以下のとおり（分割提出の場合のみ記入） 今回届出面積 ㎡ （うち掘削部分面積 ㎡） 最大改変深度 0.00 m ※今回届出分 （掘削深度、杭深度 m、 m） ※詳細は別紙「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」のとおり
土地の形質の変更の着手予定日		令和7年5月2日
法第３条第１項のただし書の確認を受けた土地において法第３条第７項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	（住居表示） （地番）
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第４条第１項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社〇〇製造 東京工場
	有害物質使用特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 71の5 ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はｼﾞｸﾛﾒﾀﾝによる洗浄施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	〇〇区〇町〇丁目△番△
	特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 トリクロロエチレン及びその分解生成物

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇工業株式会社 東京工場 総務部	〇〇 〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

届出書の鑑に関する事項

➤ 条例117条1項との同時提出
法4条の対象案件は全て条例117条の対象となる。

➤土地の形質の変更の着手予定日
着手する日の30日前までに提出すること。

➤ 面積要件
現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では、900㎡以上の土地の形質変更が届出対象。

記 載 例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和7年4月1日

東京都知事　　殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者１　〇〇工業株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

土壌汚染対策法　第４条第１項　の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	新宿区　〇町〇町目〇番〇号 新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 7 筆 無地番 ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり	（住居表示） （地番）
土地の形質の変更の場場所	新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 7 筆 無地番 ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり	（地番）
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	全体形質変更面積　9,999.90 ㎡　算出根拠 （うち掘削部分面積　9,999.90 ㎡）　実測面積 最大改変深度　9.90 m （掘削深度、杭深度　9.90 m、　8.80 m）	
	※今回届出分に係る情報は以下のとおり（分割提出の場合のみ記入） 今回届出面積　　㎡ （うち掘削部分面積　　㎡） 最大改変深度　0.00 m ※今回届出分 （掘削深度、杭深度　　m、　　m） ※詳細は別紙「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」のとおり	
土地の形質の変更の着手予定日	令和7年5月2日	
法第３条第１項のただし書の確認を受けた土地において法第３条第７項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	（住居表示） （地番）
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第４条第１項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社〇〇製造　東京工場
	有害物質使用特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 71の5 ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝによる洗浄施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	〇〇区〇町〇丁目△番△
	特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 トリクロロエチレン及びその分解生成物

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇工業株式会社　東京工場　総務部	〇〇　〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

届出書の鑑に関する事項

➤ 全体形質変更面積

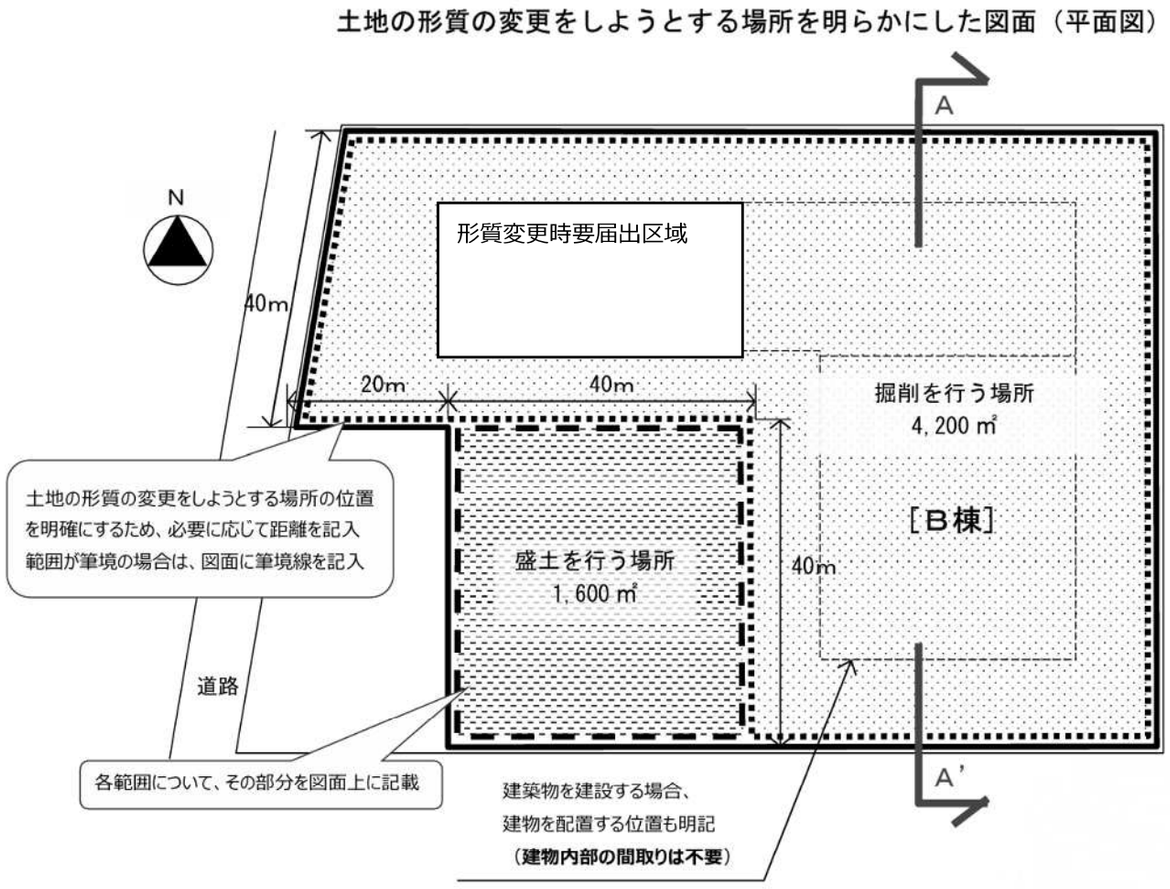
改変面積を記載（敷地面積を記載しないこと）。
盛土のみの部分がなければ「うち掘削部分面積」は、全体形質変更面積と一致する。
求積方法の変更に伴い過去の届出と面積が一致しない場合は、説明資料を添付すること。

➤分割提出の場合

鑑上部に何回目の提出であるか明記すること。
今回の形質の変更を反映した掘削深度・杭深度を記載すること。
今回の形質の変更の最大改変深度が、全体計画の最大改変深度を超える場合は今回に合わせて全体計画の方の修正すること。

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面に関する事項

※掘削部分と盛土部分が混在する場合



➤117条1項との違い

掘削範囲と盛土範囲のハッチングを分ける等により違いを視認できるようにすること。

形質変更時要届出等の指定区域が存在する場合は、届出範囲から除外すること。

４．条例117条2項届出書における注意点（法4条2項同時提出の場合）

条例117条2項届出書における注意点

記 載 例

第32号様式（第55条関係）

土壌汚染状況調査報告書

東京都知事　　殿

報告者１

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（　　）の規定により、汚染状況調査を実施しましたので、次のとおり報告します。

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称			
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所			（住居表示） （地番） ※詳細は別紙「筆一覧」のとおり
第116条第１項に基づく調査の場合は、廃止の日又は敷地内の土壌の掘削を行う日			
特定有害物質の使用、排出等の状況			別紙「特定有害物質の使用、排出等の状況」のとおり
特定有害物質による土壌等の汚染状況	土壌	試料採取地点及び年月日	08環改化四第1118号のとおり
			08環改化四第1118号のとおり
		調査の方法及び調査の結果	※総評：
		調査を受託した者の氏名又は名称	
	地下水	試料採取地点及び年月日	
		調査の方法及び調査の結果	※総評：
		調査を受託した者の氏名又は名称	
地下水等の状況			
今後の土地の利用計画			08環改化四第1118号のとおり
※受付欄			

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス

備考　１　※印の欄には記入しないこと。
　　２　△印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
　　３　この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

届出書の鑑に関する事項

➤ 法４条２項との同時提出の場合
23区及び島しょ部の場合は、
「○環改化○第○号のとおり」
多摩地域（八王子市、町田市を除く）の場合は、
「○環多改○第○号のとおり」を選択すること。

➤地下水調査も実施している場合
上記と同様の記載をすること。

5．法4条2項届出書における注意点

法4条2項届出書における注意点

記 載 例

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

令和7年4月1日

東京都知事　殿

報告者１　東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇工業株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

土壌汚染対策法（　第４条第２項の調査　）を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

法第３条第８項又は第４条第３項の命令を受けた年月日	〇年〇月〇日
土壌汚染状況調査を行った場所	新宿区　〇町〇丁目号〇番〇号　（住居表示） 新宿区〇〇町〇丁目〇〇番１　外 7 筆 無地番　（地番） ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	深さの限定により、最大形質変更深さの１ｍを超える深度の土壌を採取しなかった。　鉛及びその化合物
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、
土壌汚染状況調査の結果	汚染が確認された 土壌含有量基準不適合　鉛及びその化合物 土壌溶出量基準不適合　ふっ素及びその化合物 第二溶出量基準不適合　該当なし
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇　（〇〇県知事登録 濃度第〇〇号）
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	〇〇株式会社　（指定番号〇〇-〇-〇〇〇〇）
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇株式会社 技術部　〇〇　〇〇　〇〇-〇-〇〇〇〇
法第４条第２項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」の一覧のとおり

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇工業株式会社 総務部	〇〇 〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

届出書の鑑に関する事項

➤ 届出に関して
法4条1項及び条例117条2項と同時に提出すること。

➤分割提出の場合
鑑の上部に法4条1項の届出と合わせた番号を記載すること。

➤ 登録番号
計量証明事業者の登録番号や指定調査機関番号を省略せずに記載すること。

記 載 例



令和7年4月1日

東京都知事　殿

指定調査機関の名称　○○調査株式会社
代表者の氏名　○○○○
（指定番号　○○-○-○○○）

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、調査報告として取りまとめたことを確認致します。

記

1．対象案件

届出者	○○　○○		
土壌汚染状況調査の対象地	新宿区	△△○丁目○番○号	（住居表示）
	新宿区	△△○丁目○番○号及び○番○	（地番表示）

2．法定調査の業務品質管理体制

技術管理者名	○○　○○
技術管理者証の交付番号	○○　○○
業務品質管理責任者	○○　○○
公正性管理責任者	○○　○○

以上

指定調査機関確認書に関する事項

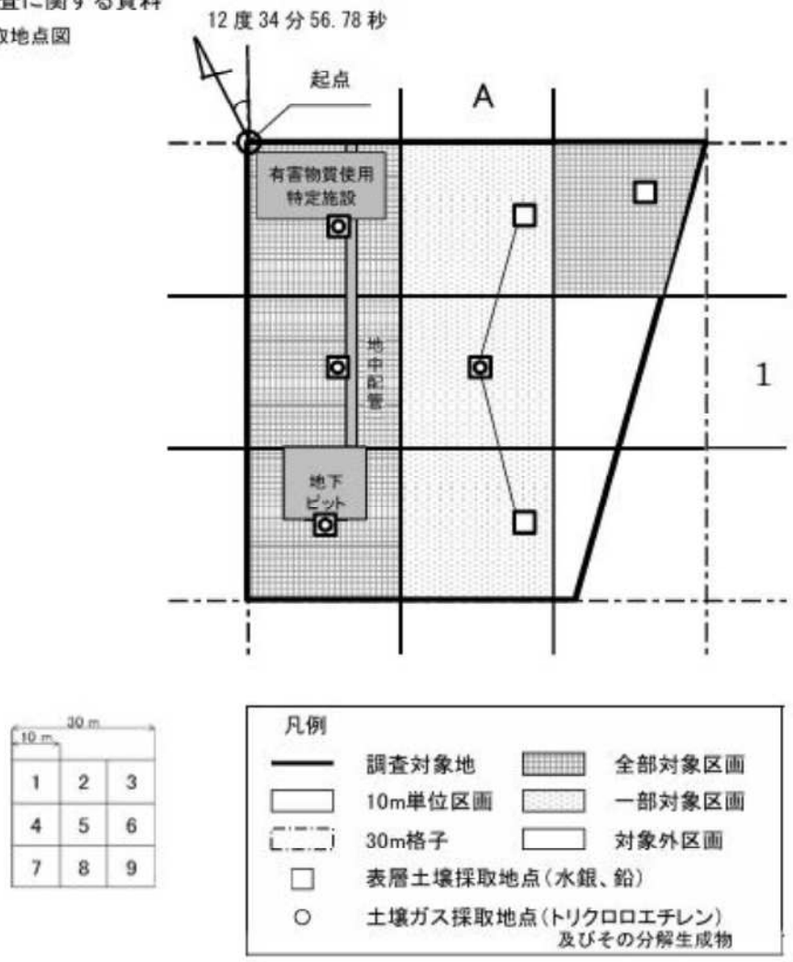
➤ 届出者

届出者が法人の場合は法人名を記入すること。

試料採取地点図に関する事項

○表層調査に関する資料

試料採取地点図



・試料採取地点の設定理由を記載
・物質ごとに採取地点が異なる場合は、物質ごとに整理

試料採取地点の設定理由	
A1-1	特定有害物質の使用・保管履歴がある跡地に設定した。
A1-2	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。
A1-4	地中配管の跡地付近に設定した。
A1-7	地下ピットの跡地付近に設定した。
A1-8	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。

➤ 試料採取地点の設定理由

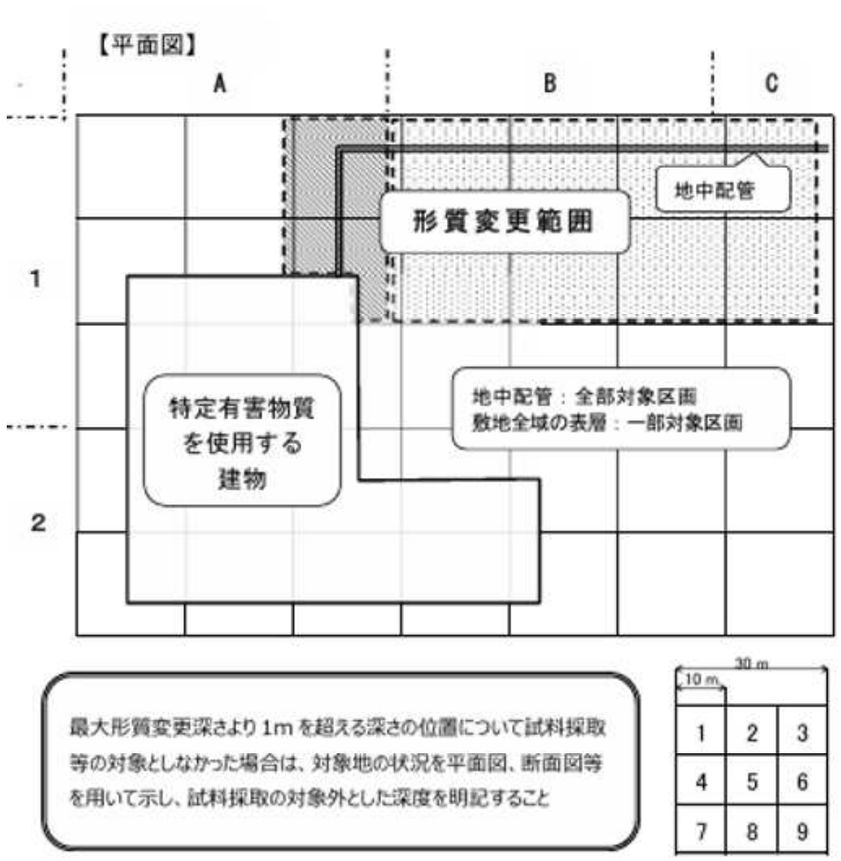
各区画ごとに試料採取地点の設定理由を明示すること。

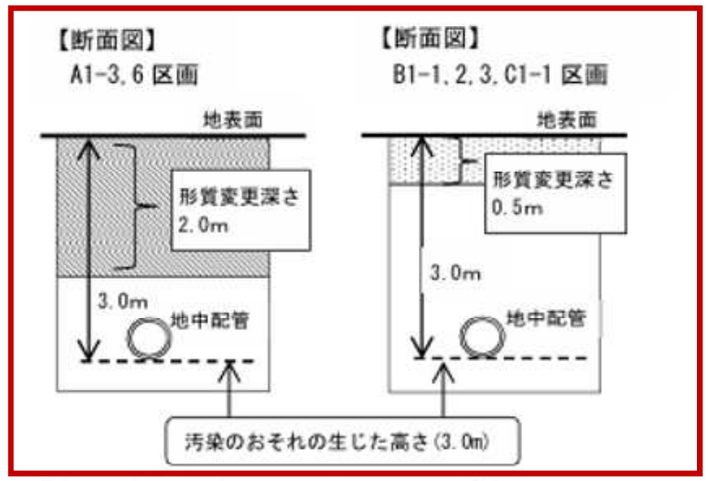
深度限定に関する事項

※試料採取の深度を限定した場合

添付図面

土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面





【表層調査の試料採取の対象とした深度】

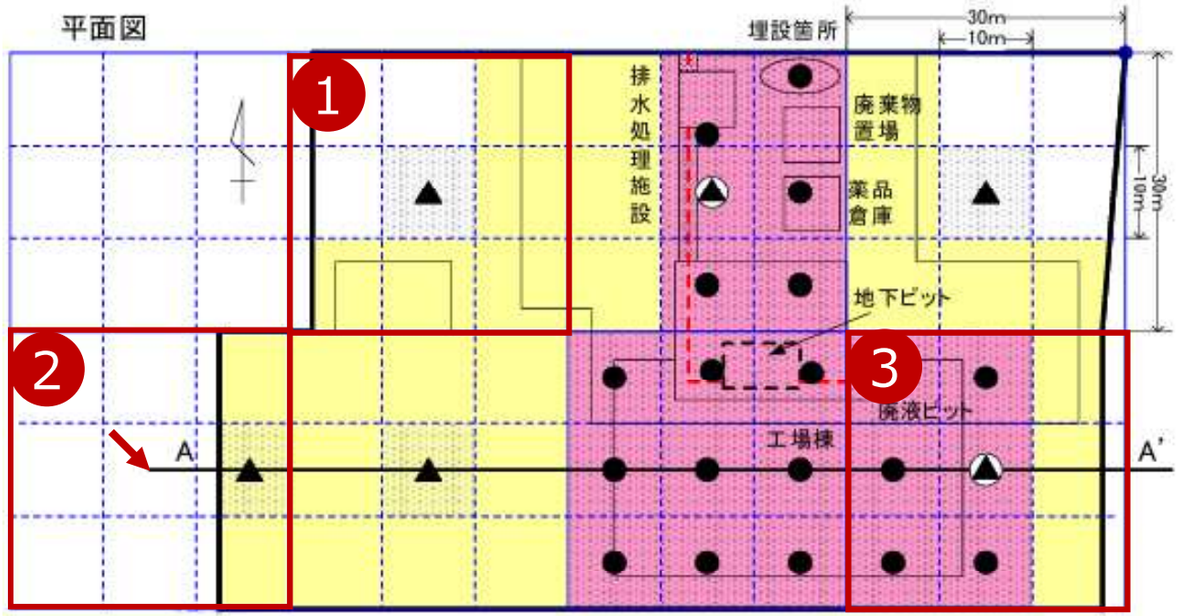
形質変更する区画	最大形質変更深さ	表層調査の試料採取深度
A1-3,6	2.0 m	0～0.5m、3.0～3.5m
B1-1,2,3,C1-1	0.5 m	0～0.5m （1.5mを超える深さは試料採取対象外とした）
B1-4,5,6,C1-4	0.5 m	0～0.5m

試料採取の対象外とした深度がある場合は、必ず記入

➤ 試料採取の深度限定

最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、対象地の状況を平面図、断面図等を用いて示し、試料採取の対象外とした深度を明記すること。

ガス調査地点に関する事項



凡　例

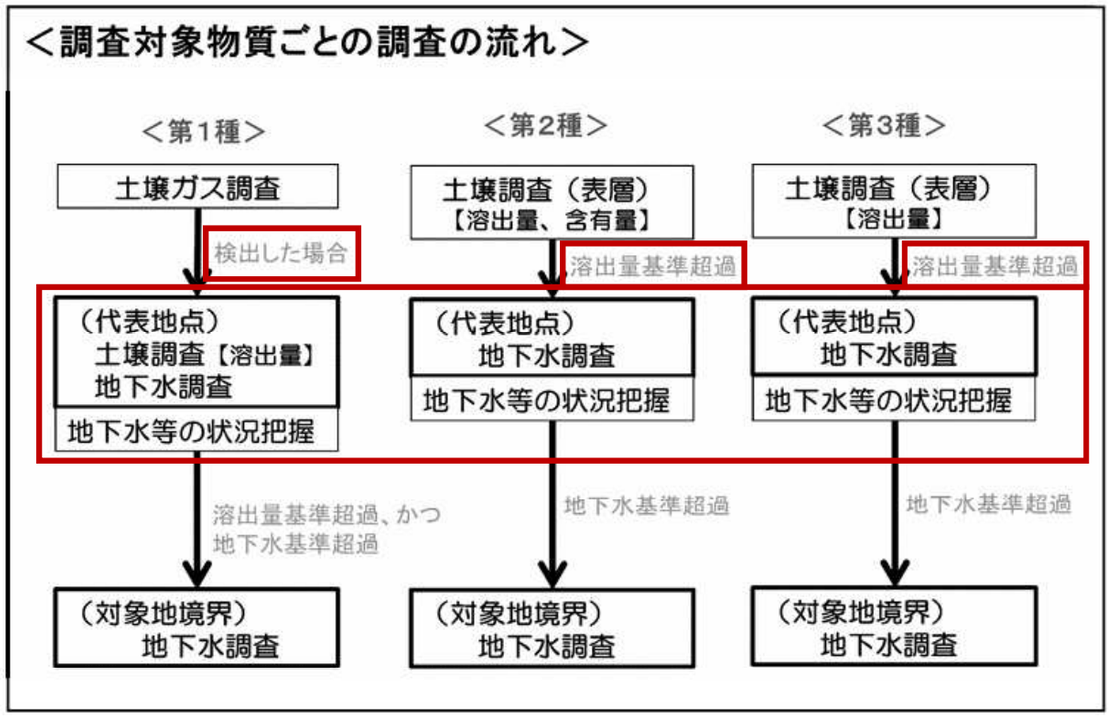
- ：土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画（全部対象区画）
- ：土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（一部対象区画）
- ：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地のみからなる単位区画（対象外区画）
- ：全部対象区画の試料採取等区画
- ：一部対象区画の試料採取等区画
- ：対象外区画の試料採取等区画（一部対象区画を含む30m格子の中心を含む単位区画）
- ：全部対象区画の試料採取地点
- ：一部対象区画の試料採取地点
- ：全部対象区画の試料採取地点が30m格子内の試料採取を兼ねる地点

①一部対象区画を含む30m格子において、その中心が対象地内にある場合は試料採取等区画の中心を試料採取地点とすること。

②中心が対象地内にない場合は試料採取等区画の重心を試料採取地点とすることを基本とする。

③一部対象区画を含む30m格子の中心を含む単位区画が全部対象区画である場合は、全部対象区画の試料採取地点をもって30m格子の試料採取地点とすることができる。

地下水調査に関する事項



3－3．地下水調査方法			
現地試料採取期間	代表地点	後日調査実施予定	
	対象地境界		
室内分析期間	代表地点	後日調査実施予定	
	対象地境界		
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）	後日調査実施予定	
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）	後日調査実施予定	
	帯水層底面が確認された深度	後日調査実施予定	m
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）		
	帯水層底面が確認された深度		m
地下水試料採取方法		後日調査実施予定	

➤土壌ガスを検出した場合や溶出量基準超過が確認された場合は、代表地点での地下水調査が必須となる。

➤届出時に実施できない場合は、右図のように「06050汚染状況調査方法報告シート」に後日調査実施する旨を明記すること。（実施予定時期を明記もしくは、届出とは別に報告すること）

➤代表地点での地下水調実施後は、4条2項、7条もしくは12条の様式で報告すること。

土壌調査結果に関する事項

調査結果一覧表　汚染状況調査（２種，３種）

※各試料採取区画について、調査対象物質ごとの調査結果をリスト選択または自由入力により記入してください。　（単位：溶出量mg/L、含有量mg/kg）

※記載行が足りない場合は50番目の行をコピーして行を追加してください。

調査対象物質	溶出量						
	カドミウム	六価クロム	シアン	水銀	アルキル水銀	セレン	鉛
調査対象区画数	9		9				9
最大濃度	0.002		ND				ND
基準超過区画数	0		0				0
試料採取等の省略	無		無				無

連番	起点番号	試料採取区画	調査の種類	30m格子内の評価区画	標高(m)	採取位置	基準		溶出量						
							調査対象物質		カドミウム	六価クロム	シアン	水銀	アルキル水銀	セレン	鉛
							採取深度(m)＼基準値		0.003	0.05	不検出	0.0005	不検出	0.01	0.01
							GL								
1	1	A1-4	一部	A1-4,5,8		表層			ND		－				ND
2	1	A1-4	一部	A1-4,5		表層			－		ND				－
3	1	A1-7-1	全部		36.6	表層		36.6	ND		－				ND
4	1	A1-7-2	全部		36.6	表層		36.6	－		ND				－
5	1	A1-8	全部		36.6	表層		36.6	－		ND				－
6	1	A2-4	一部	A2-4,5,7		表層			－		ND				－
7	1	A2-1-1	全部		37.3	表層		37.3	ND		－				ND
8	1	A2-1-2	全部		37.3	表層		37.3	－		ND				－
9	1	A2-2-1	全部		37.3	表層		37.3	ND		－				ND
10	1	A2-2-2	全部		37.3	表層		37.3	－		ND				－
11	1	A2-4	全部		37.0	表層		37	ND		－				ND
12	1	A2-5	全部		37.3	表層		37.3	0.001		－				ND
13	1	A2-7	全部		37.3	表層		37.3	0.002		－				ND
この行より上に行を追加してください。															

（日本産業規格Ａ列４番）

➤正しく入力されている場合は、実際の調査対象区画数と一致する。

➤行が足りない場合は、行をコピーした後に、コピーしたセルの挿入を実施すること。

➤30m格子内の評価区画について、正しく記載されいるか確認すること。

含有量基準超過に関する事項

➤土壌を直接摂取する経路が断たれていることを報告すること。
　未添付の場合は要措置区域に指定される可能性があります。



仮囲にて立入禁止措置が取られている



敷地全体が囲われており、人が立ち入れない

目次　対策編

1.　法12条1項届出書における注意点
2.　法16条1項届出書における注意点
3.　法16条認定調査の届出書における注意点
4.　工事完了・措置完了届出書における注意点

1．法12条1項届出書における注意点

記 載 例

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

令和7年4月1日

東京都知事　殿

届出者１ 東京都○○区○○町○丁目○番○号
○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法第12条（ 第１項 ）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地		新宿区●１　外 5 筆 無地番（地番） （ 指-12345号 ） 詳細は別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」のとおり
土地の形質の変更の種類		【措置】掘削除去　【措置】アスファルト舗装（3cm以上） 【土工】掘削工 【舗装工】アスファルト舗装工
土地の形質の変更の場所		新宿区●１　外 3 筆（地番） （ 指-12345号 ） 詳細は、添付書類「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面」のとおり
土地の形質の変更の施行方法		別紙「土地の形質の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図」等のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日		令和7年4月20日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日		令和7年10月20日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法		別紙「土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法」のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法		別紙「事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法」のとおり
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果	汚染が確認された 土壌含有量基準不適合　該当なし 土壌溶出量基準不適合　鉛及びその化合物 第二溶出量基準不適合　該当なし
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社○○　（○○県知事登録 濃度第○○号）
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		（地番）

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	○○株式会社△△課	○○　○○	99-9999-9999	○○○○@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

土地の形質の変更の種類

➤ 注意例

掘削のように“措置”と“土工”の2種類があり、

適切な方を選ぶ必要がある

✓ 考え方

当該汚染により人の健康に係る被害がおそれがあるとはいえない状況となるか

例）表層に含有量基準超過の土壌が残置される

場合、舗装や盛土する場合は“措置”

⇒直接摂取リスクへの措置

記 載 例

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

令和7年4月1日

東京都知事　殿

届出者１　東京都○○区○○町○丁目○番○号
○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法第12条（ 第１項 ）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地		新宿区●１　外 5 筆 無地番（地番） （ 指-12345号 ） ※詳細は別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」のとおり
土地の形質の変更の種類		【措置】掘削除去　【措置】アスファルト舗装（3cm以上） 【土工】掘削工 【舗装工】アスファルト舗装工
土地の形質の変更の場所		新宿区●１　外 3 筆（地番） （ 指-12345号 ） 詳細は、添付書類「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面」のとおり
土地の形質の変更の施行方法		別紙「土地の形質の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図」等のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日		令和7年4月20日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日		令和7年10月20日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法		別紙「土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法」のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法		別紙「事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法」のとおり
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果	汚染が確認された 土壌含有量基準不適合　該当なし 土壌溶出量基準不適合　鉛及びその化合物 第二溶出量基準不適合　該当なし
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社○○　（○○県知事登録 濃度第○○号）
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		（地番）

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス
	○○株式会社△△課	○○　○○	99-9999-9999	○○○○@email.com

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

土地の形質の変更の種類

➤土地の形質の変更の着手予定日又は着手日

届出提出日から中14日以降の日付を記載

例：提出日 11月18日→着手日 12月3日

➤土地の形質の変更の完了予定日又は完了日

法第16条1項届出と同時提出の場合、

“汚染土壌処理完了日” や “完了時地下水調査の結果を確認した日”と合わせる。

法12条1項届出書における注意点

形質変更時要届出区域所在地一覧

※形質変更時要届出区域に指定されている区域のある地番の全てを記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）
※形質変更対象の地番について、「届出種別」に「形質変更対象」を選択してください。
※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	届出種別	指定番号	地番				無地番 道水	一部
			区市町村	町	丁目	番地		
1	形質変更対象	指-12345号	新宿区	●		1		
2		指-12345号	新宿区				無地番	
3	形質変更対象	指-12345号	新宿区	●		3		
4		指-12345号	新宿区	●		4		
5	形質変更対象	指-12345号	新宿区	●		5		
6		指-12345号	新宿区	●		6		
7	形質変更対象	指-12345号	新宿区	●		7		
8		指-54321号	新宿区	●		8		
9	形質変更対象	指-54321号	新宿区	●		9		
10		指-58729号	新宿区	●		1		
11	形質変更対象	指-58729号	新宿区	●		2		
12	形質変更対象	指-58729号	新宿区				道	
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

1 ページ

この行より上に行を追加してください。

- ➤形質変更時要届出区域に指定されている区域のある地番の全てが記載されているか
- ➤記載されている地番は法台帳及び告示別図と一致しているか
- ➤形質の変更を行う地番には「形質変更対象」が選択されているか
- ➤地番の一部を形質変更する場合は、“一部”が追記されているか

周辺環境保全対策

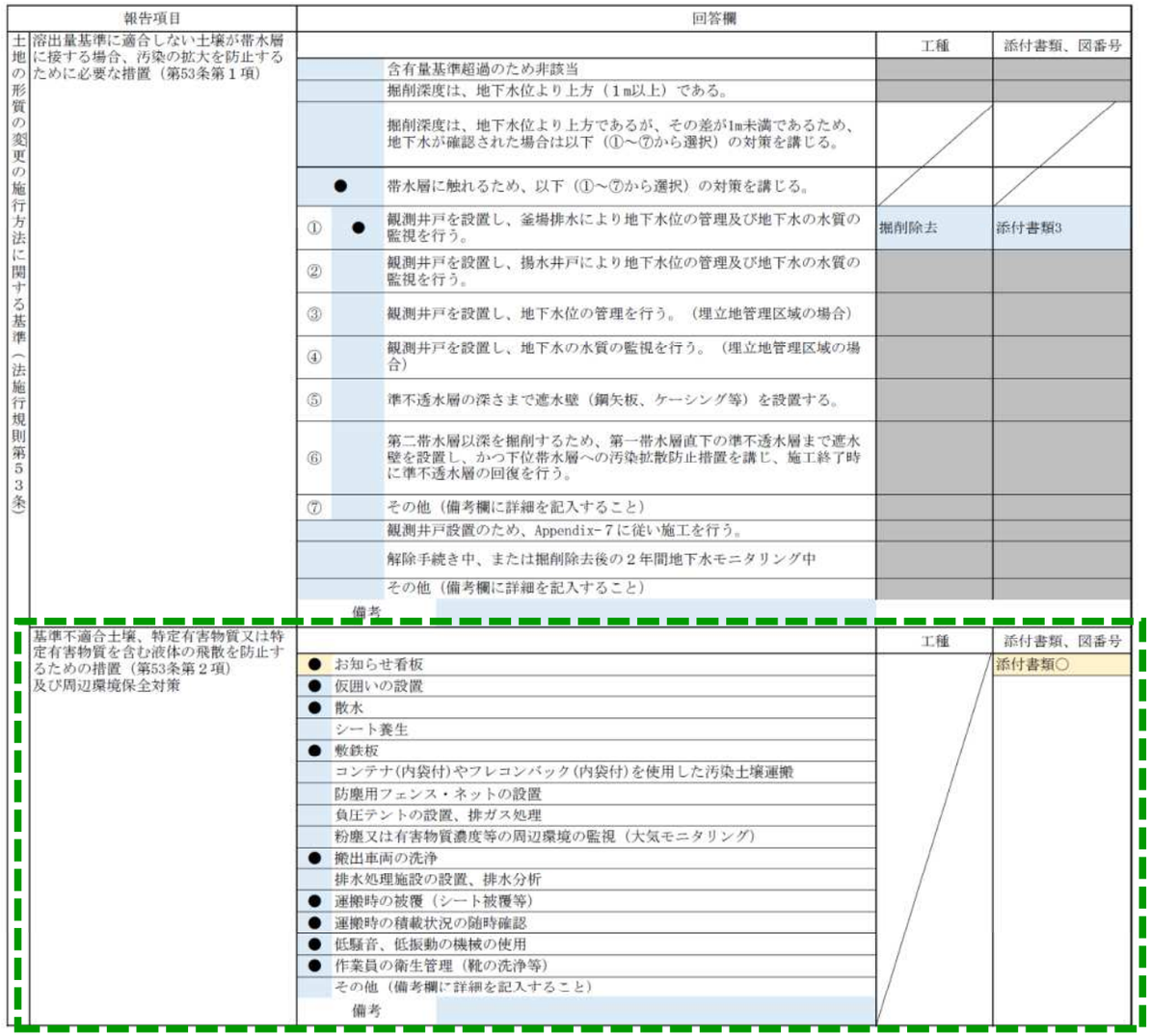
➤汚染状況や実施予定の工法に応じて、
大気モニタリングやテント内の施工等が
必要になる場合があります

土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
（改訂第3.1版　P72より抜粋）

揮発性のある特定有害物質による土壌汚染地において土地の形質の変更を伴う措置を実施する場合にあっては、当該物質の揮散による大気汚染のおそれがあることから、土壌汚染地における当該物質の大気中濃度を監視することが望ましい（通知の記の第４の１(6)⑥ウ）。

東京都土壌汚染対策指針（P32より抜粋）

措置の実施による周辺環境への影響について確認するため、対象地の周辺の土壌、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質について定期的に測定し、影響が見られる場合にはアからウまでの対策を検証し、当該対策を適切に実施する。



報告項目		回答欄		
			工種	添付書類、図番号
土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第53条）	溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置（第53条第１項）	含有量基準超過のため非該当		
		掘削深度は、地下水位より上方（１m以上）である。		
		掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
		● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
		① ● 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	掘削除去	添付書類3
		② 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		
		③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。（埋立地管理区域の場合）		
		④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。（埋立地管理区域の場合）		
		⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。		
		⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。		
		⑦ その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		観測井戸設置のため、Appendix-７に従い施工を行う。		
		解除手続き中、または掘削除去後の２年間地下水モニタリング中		
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		備考		
基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散を防止するための措置（第53条第２項）及び周辺環境保全対策			工種	添付書類、図番号
		● お知らせ看板		添付書類○
		● 仮囲いの設置		
		● 散水		
		シート養生		
		● 敷鉄板		
		コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		
		防塵用フェンス・ネットの設置		
		負圧テントの設置、排ガス処理		
		粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		
		● 搬出車両の洗浄		
		排水処理施設の設置、排水分析		
		● 運搬時の被覆（シート被覆等）		
		● 運搬時の積載状況の随時確認		
		● 低騒音、低振動の機械の使用		
		● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		備考		

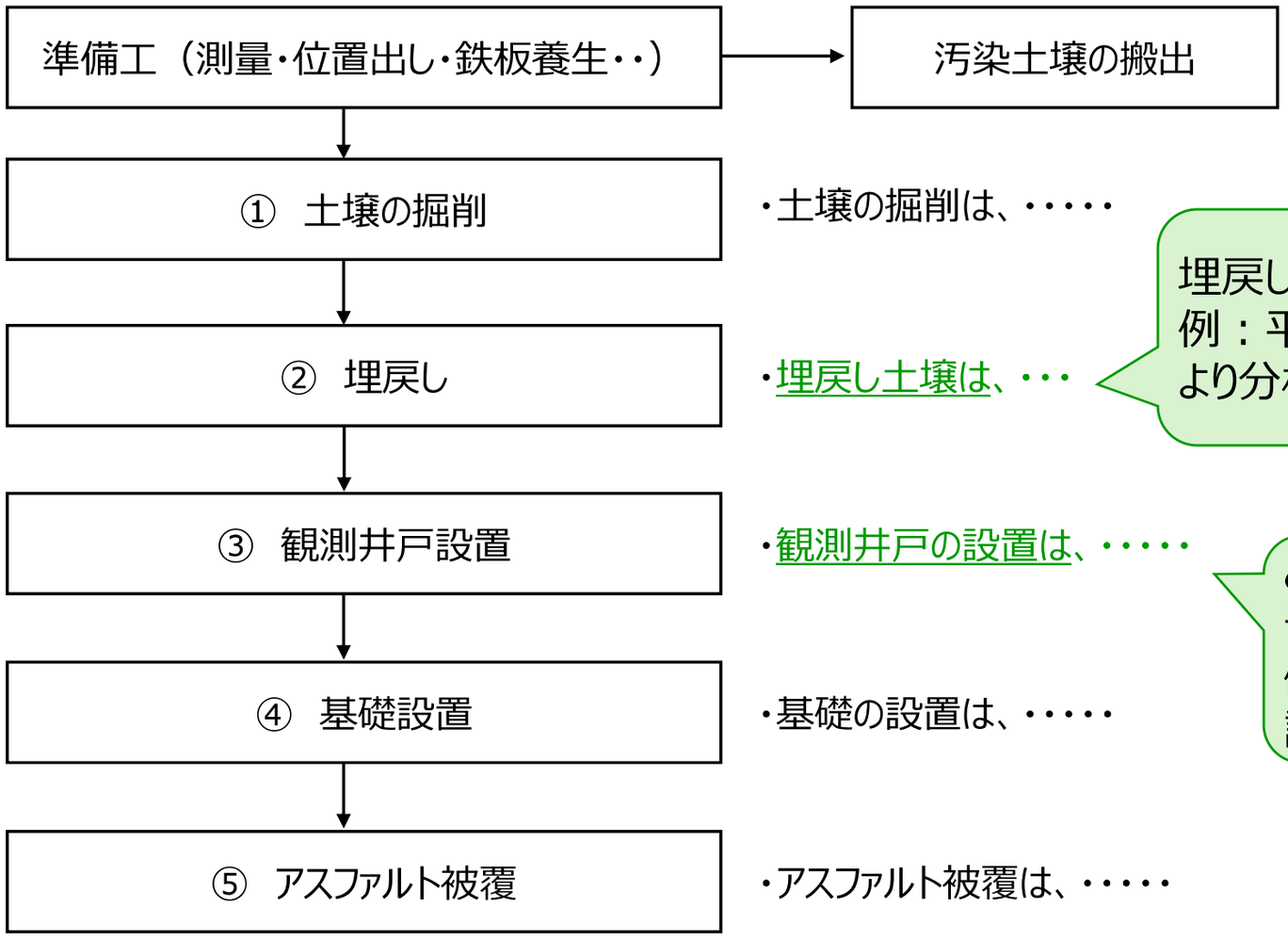
汚染土処理方法

➤汚染土処理方法は、法第16条第1項での搬出先の処理施設・処理方法の種類と合わせる。

報告項目		回答欄		
土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第53条）	飛び地間移動の実施の有無	無	※法12条の届出に限り選択してください	
	飛び地間移動により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする措置（第53条第３項） ※飛び地間移動を行う場合のみ		工種	添付書類、図番号
		散水		
		シート被覆		
		汚染状態の管理		
		溶出量基準不適合の土壌は地下水位以深の埋戻しには利用しない		
		含有量基準不適合土壌を盛土するため、別途対策を行う		
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		備考		
	土地の形質の変更後、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする措置（第53条第４項）	※形質変更終了後、当該土地の基準不適合土壌が飛散流出しないようにしてください	工種	添付書類、図番号
		舗装（アスファルト３cm以上又はコンクリート10cm以上）		
		盛土（50cm以上）		
		立入禁止（囲い、被覆、立札）		
		基準適合土による埋戻し（50ｃｍ以上）		
		全量除去済み		
		表層に残置された土壌は溶出量基準超過であるため、飛散防止措置を講ずる。		
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		備考		
	土壌搬出の有無	有	※条例のみの届出の場合には別途汚染土壌搬出シートを添付してください。	
	搬出先 ※「土壌搬出の有無」が「有」の場合 ※区域間移動と飛び地間移動は法12条の届出の場合に選択できます。	● 汚染土壌処理施設	（移動先： ）	
		区域間移動	（移動先： ）	
		飛び地間移動	（移動先： ）	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
		備考		
	汚染土壌処理方法 ※「搬出先」が「汚染土壌処理施設」の場合	● 浄化等処理施設（浄化）	セメント製造施設	
		浄化等処理施設（融解）	埋立処理施設	
		浄化等処理施設（不溶化）	分別等処理施設	
		自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌構造物利用施設）		
		自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌海面埋立施設）		

作成例

1．施工のフロー図（例）



※平面図に地下水流向、観測井の位置も記載してください

2．施工会社：〇〇建設株式会社

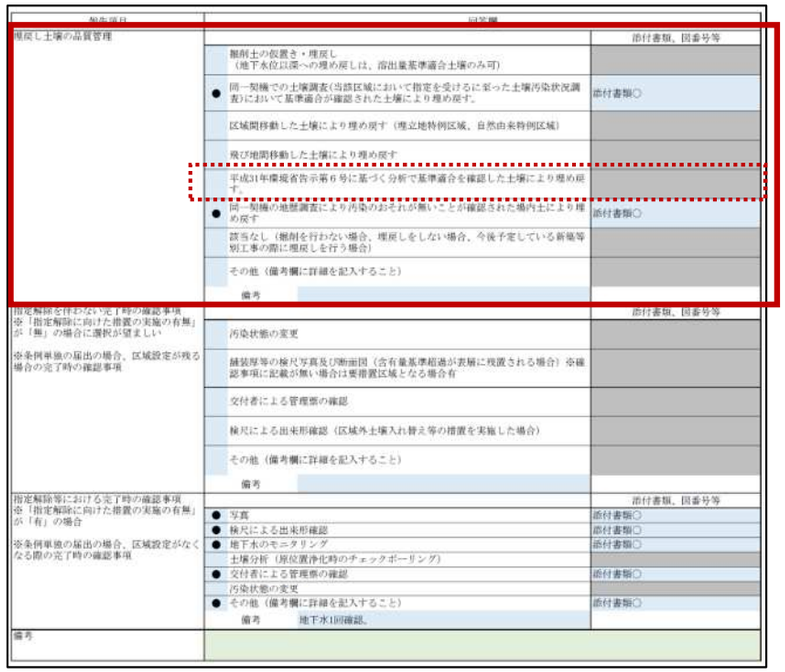
3．汚染土壌の搬出先 ：別途、法第16条の届出予定 、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設）

埋戻し土の品質管理

平成31年環境省告示第６号

要措置区域等内へ使用する埋戻し土の品質管理基準

平成31年環境省告示第６号の方法により分析した土壌を使用する



報告項目	回答欄	添付書類、図番号等
埋戻し土壌の品質管理	掘削土の仮置き・埋戻し（地下水位以深への埋め戻しは、溶出量基準適合土壌のみ可）	
	● 同一契機での土壌調査（当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査）において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	添付書類○
	区域間移動した土壌により埋め戻す（埋立地特例区域、自然由来特例区域）	
	飛び地間移動した土壌により埋め戻す	
	平成31年環境省告示第６号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す	
	● 同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻す	添付書類○
	該当なし（掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合）	
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考	
指定解除を伴わない完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「無」の場合に選択が望ましい ※条例単独の届出の場合、区域設定が残る場合の完了時の確認事項		添付書類、図番号等
	汚染状態の変更	
	舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合）※確認事項に記載が無い場合は要措置区域となる場合有	
	交付者による管理票の確認	
	検尺による出来形確認（区域外土壌入れ替え等の措置を実施した場合）	
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考	
指定解除等における完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「有」の場合 ※条例単独の届出の場合、区域設定がなくなる際の完了時の確認事項		添付書類、図番号等
	● 写真	添付書類○
	● 検尺による出来形確認	添付書類○
	● 地下水のモニタリング	添付書類○
	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）	
	● 交付者による管理票の確認	添付書類○
	汚染状態の変更	
	● その他（備考欄に詳細を記入すること）	添付書類○
	備考　地下水1回確認。	
備考		

分析頻度

- 汚染のおそれがない土地：5000㎥に1回
- 汚染のおそれが少ない土地：900㎥に１回
- 上記以外の土地：100㎥に１回

⇒汚染が無いことの証明書が必要

形質変更時要届出区域のみ（東京都運用）

- 区域指定した調査契機で調査対象地とした範囲のうち、以下の土壌を使用する場合

  汚染のおそれがない土地の土壌
  基準適合区画の土壌を埋戻し土　} **分析不要**

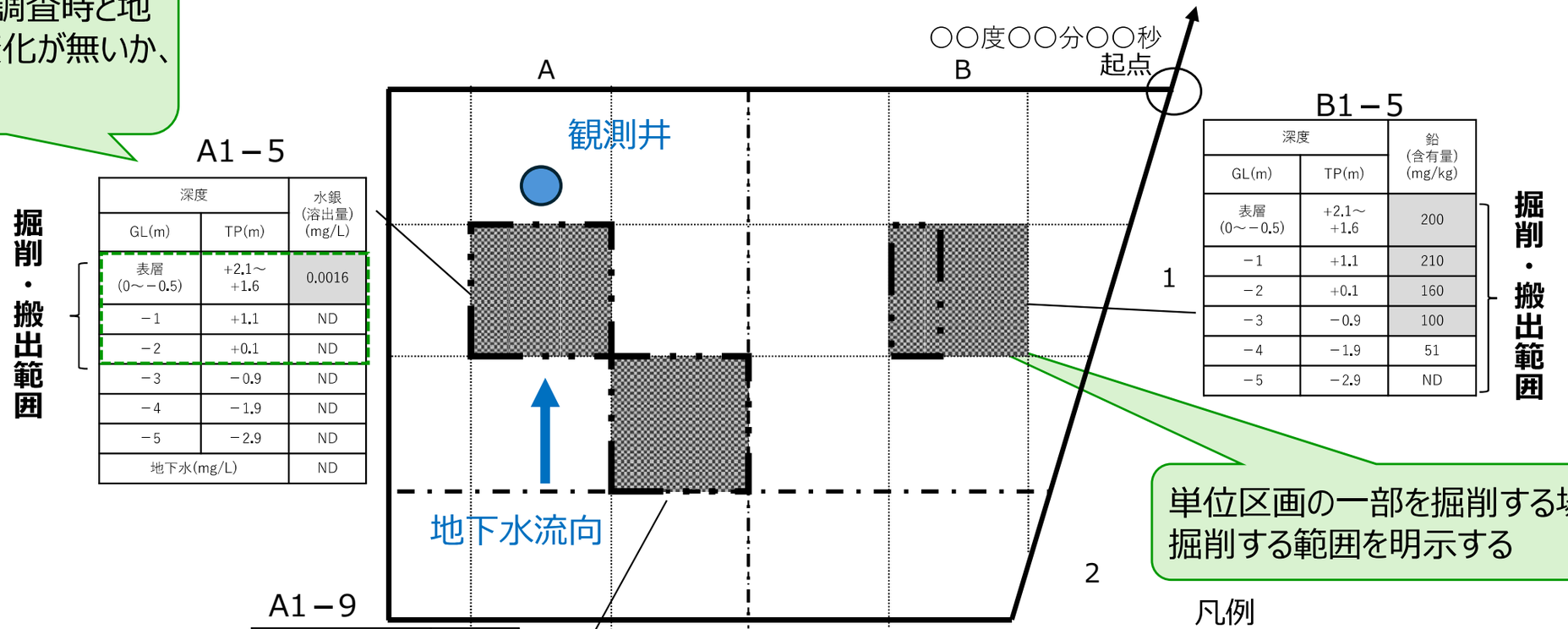
- 法12条及び措置完了報告書に、埋戻し土の使用区画等を明示

施行方法を明らかにした平面図

作成例

土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした平面図
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（１）

土壌汚染状況調査時と地表面の高さに変化が無いか、必ず確認する



A1－5

掘削・搬出範囲

深度		水銀（溶出量）(mg/L)
GL(m)	TP(m)	
表層（0～－0.5）	+2.1～+1.6	0.0016
－1	+1.1	ND
－2	+0.1	ND
－3	－0.9	ND
－4	－1.9	ND
－5	－2.9	ND
地下水(mg/L)		ND

B1－5

掘削・搬出範囲

深度		鉛（含有量）(mg/kg)
GL(m)	TP(m)	
表層（0～－0.5）	+2.1～+1.6	200
－1	+1.1	210
－2	+0.1	160
－3	－0.9	100
－4	－1.9	51
－5	－2.9	ND

単位区画の一部を掘削する場合は、掘削する範囲を明示する

A1－9

掘削・搬出範囲

深度		鉛（含有量）(mg/kg)
GL(m)	TP(m)	
表層（0～－0.5）	+2.1～+1.6	190
－1	+1.1	160
－2	+0.1	160
－3	－0.9	85
－4	－1.9	32
－5	－2.9	ND

掘削範囲はどこまでか明示する

凡例

- 調査対象地
- １０m単位区画
- ３０m格子
- 形質変更時要届出区域
- 掘削範囲

施行方法を明らかにした平面図（その他）

【掘削した土壌を仮置きする場合】

➤仮置きする範囲が文章で記載または図示されているか

【揚水井戸や観測井戸等を設ける場合】

➤設置位置及び地下水流向が図示されているか

➤地下水流向下流側、地下水汚染が適切に把握できる位置に設置されているか

【同一契機の土壌調査で基準適合を確認した土壌、または地歴調査により汚染のおそれがない土地の土壌を埋戻しに使用する場合】

➤埋戻しに使用する土地の範囲（区画）が図示されているか

【解除待ちの区画を施工する場合】

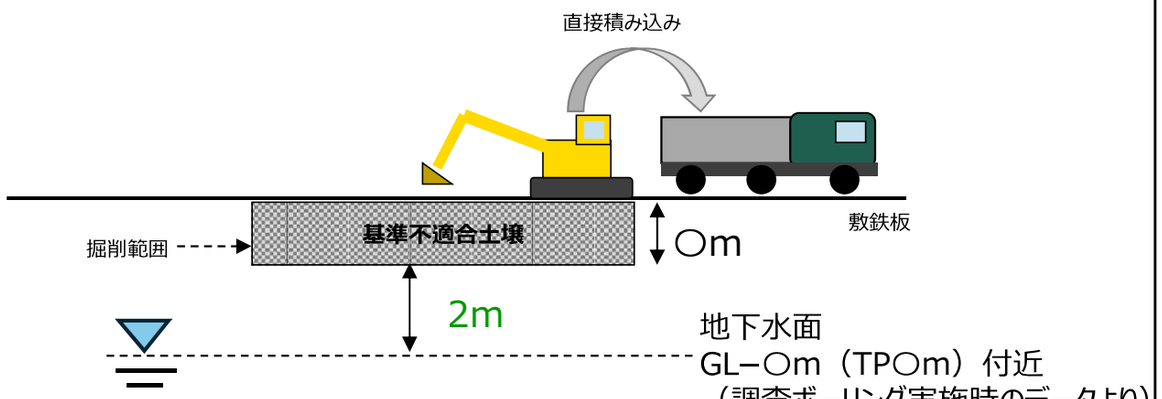
➤解除待ちである旨及び完了報告の文書番号が記載されているか

➤基準超過土壌が存在しないため、地下水については考慮不要

施行方法を明らかにした断面図

掘削範囲が地下水位よりも1m以上 上方にある場合

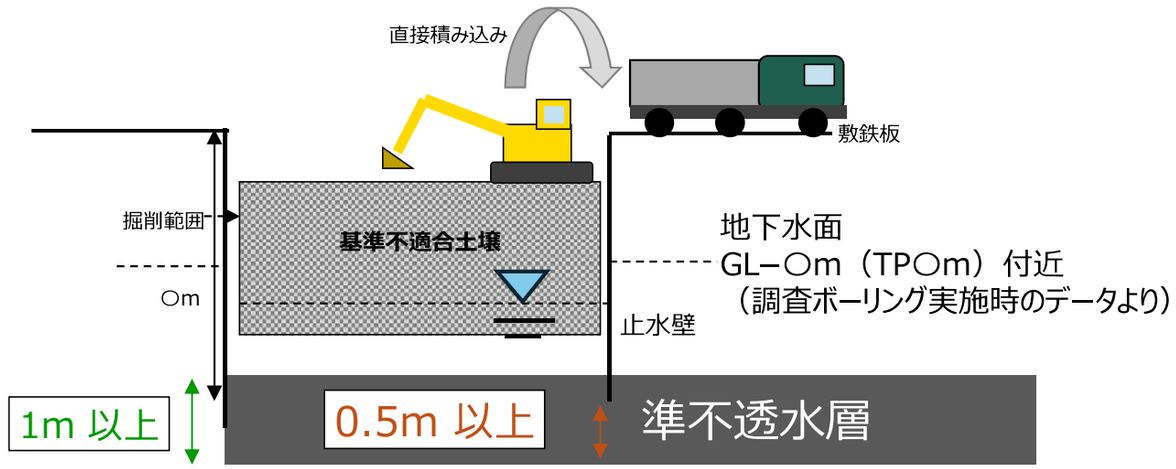
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（３）
（立面図・断面図）例



※掘削範囲は地下水位よりも1m以上上方である。

土壌溶出量基準超過の土壌が帯水層に触れる場合

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（３）
（立面図・断面図）例



※準不透水層まで止水壁を設置した上で地下水位を低下させた後に、掘削を行う。

➤ 掘削範囲が帯水層に触れるかどうか、数字や図で判断できるか

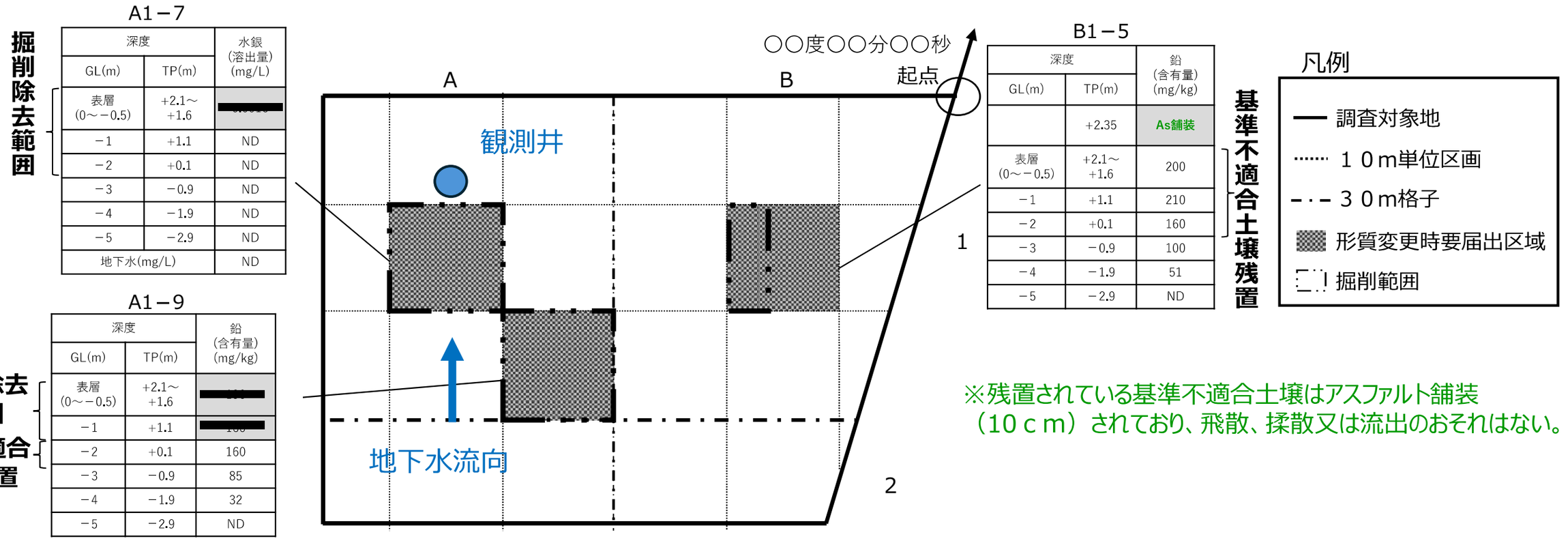
➤ 準不透水層の層厚が1m以上であること、遮水壁の下端から準不透水層の底面との間が0.5m以上空いていることが記載されているか

【地下水位以深の土壌溶出量基準超過土壌に触る場合】

➤当該区域の指定状況に応じて、地下水位の管理や地下水質の監視等、必要な措置が記載されているか

法12条1項届出書における注意点

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面（例）



※残置されている基準不適合土壌はアスファルト舗装（10ｃｍ）されており、飛散、揉散又は流出のおそれはない。

➤汚染土壌が全量除去される深度については正しく取り消し線が入っているか

➤埋戻し等により汚染状態が更新された場合、きちんと反映されているか

➤表層に残置される含有量基準不適合土壌について、飛散、揮散又は流出等の防止措置の記載がされているか

（立入禁止、被覆、盛土など）

２．法16条1項届出書における注意点

法16条1項届出書における注意点

（法、条例共通）
汚染土壌の区域外（敷地外）搬出確認シート

条例の届出（第117条第３項代用の有無）		有（条例第117条第3項代用）	※要措置区域に係る届出の場合は、「無（法律のみ）」を選択してください。（代用不可）
運搬等の方法　※該当する項目にリストより「●」を選択してください。			
1 運搬に伴う有害物質等の飛散及び地下浸透を防止するための措置（法施行規則第65条第１号イ）		仮囲い	
	●	散水	
		シート養生	
	●	浸出防止シート	
	●	敷鉄板	
	●	洗車	
		フレコンバッグ	
	●	フレコンバッグ（内袋付）	
		JIS等密閉型コンテナ	
		ハッチカバー（船運）	
	●	荒天時の積み込み作業中止	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
2 運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置（法施行規則　第65条第１号ロ）	●	低騒音、低振動型機械の使用	
	●	フレコンバッグ（内袋付）	
	●	自動車の最大積載重量及び法定速度の順守	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
3 緊急時の対応（法施行規則　第65条第２号）	●	作業員への教育	
	●	緊急連絡体制の整備	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
4 自動車等の及び運搬容器の構造（法施行規則　第65条第３号）	●	シート養生	
	●	フレコンバッグ（内袋付）	
		JIS等密閉型コンテナ	
		ハッチカバー（船運）	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
5 運搬の用に供する自動車等への表示等（法施行規則　第65条第４号）	●	使用する自動車・船舶への規格に合った表示の備え付け	
	●	使用する自動車・船舶への管理票の備え付け	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
6 運搬の過程における汚染土壌とその他の	●	汚染土壌との混合はない	

【VOC（第一種特定有害物質）又は水銀の場合】
➤「フレコンバック（内袋付）」「JIS等密閉型コンテナ」または「その他」（有害物質が揮散しない方法を記載）が選択されていること

汚染土壌を処理する場合		
委託先①	汚染土壌処理業者名	●●株式会社
	汚染土壌を処理する施設の所在地	東京都新宿区●町●丁目●番
	処理予定数量	9,999.00 m³
	処理物質	鉛（含有量基準超過、溶出量基準超過）、水銀（溶出量基準超過）
	契約期間	令和7年4月1日 ～ 令和7年4月25日
	汚染土壌処理業許可証の許可番号	第00000000000号
委託先②	汚染土壌処理業者名	
	汚染土壌を処理する施設の所在地	
	処理予定数量	m³
	処理物質	
	契約期間	～
	汚染土壌処理業許可証の許可番号	
区域間移動により形質変更に使用する場合		
搬出先①	搬出予定数量	9,999.00 m³
	規則第65条の２に規定する要件に該当することを証する書類	書類１２３４５６７８９０
	規則第65条の３に規定する要件に該当することを証する書類	書類１２３４５６７８９０

➤処理委託契約書、許可証の内容と一致しているか

※特に、処理予定数量を搬出土量で記載されるケースが多い

➤契約期間は「 着手日 」「 完了予定日 」を含んでいるか

➤同一の処理委託契約書で複数の16条搬出土壌の処理を行う場合、契約数量全体に対して各届出の土壌が処理できると確認できるか

運搬の用に供する自動車・船舶に関する書類

添付書類４

汚染土壌の運搬の用に供する自動車に関する書類

運搬受託者が自己の名義と責任をもって他人に汚染土壌の運搬を行わせる場合、
その運搬する者の氏名又は名称及び住所を全てリストにして記載してください。
なお、運搬受託者が複数ある場合は、運搬受託者ごとに分かるように作成してください。

車検証に、「積載物は土砂以外のものとする」と記載されている場合、「土砂禁ダンプ」となり、
土砂運搬が禁止されていますのでご注意ください。

✓ フローで受託者数を確認
（管理票も受託者毎に）

汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造	車体の形状	自動車等の使用者の氏名等	住所	連絡先
運搬受託者Ａ契約分	－	－	－		－
水銀	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	フルトレーラー	（株）土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx
鉛	直積み＋シート掛け（ポリエステル製）	ダンプ	（株）土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx
運搬受託者Ｂ契約分	－	－	－	－	－
水銀	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	フルトレーラー	残土運送（株）	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx
鉛	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	ダンプ	土壌　太郎	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	080 - xxxx - xxxx

個人事業者であっても、マスキングすることなく記載してください。

◎**このページの後に、「自動車構造図」を添付してください。**
構造が類似している場合は、車体の形状ごとの代表的な「自動車構造図」でも構いません。
なお、自動車構構造図に、個人情報（所有者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。
ただし、10ｔ平ダンプについては添付の必要はありません。

✓ 10t平ダンプ以外は構造図が必要
✓ 船舶も同じく構造図が必要

汚染土壌の区域外搬出届出書「14090運搬の用に供する自動車・船舶に関する書類」について

これまで、個人情報の取得を抑えるため、個人名・住所・携帯番号等をマスキングしたうえで提出いただいておりました。
令和8年からは施行規則に沿った運用へ改めることとし、このたび運用方法を以下のとおり見直しました。

個人事業者であっても、**氏名・連絡先の表示が必要です**。
（規則第62条第3号）

汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造	車体の形状	自動車等の使用者の氏名等	住所	連絡先
水銀	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	フルトレーラー	(株)土壌運搬	東京都○○区○○町○丁目○番○号	03-xxxx-xxxx
鉛	直積み＋トラックシート（ポリエステル製）	ダンプ	(株)土壌運搬	東京都○○区○○町○丁目○番○号	03-xxxx-xxxx
鉛	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	ダンプ	[redacted]	[redacted]	[redacted]

▼

汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造	車体の形状	自動車等の使用者の氏名等	住所	連絡先
水銀	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	フルトレーラー	(株)土壌運搬	東京都○○区○○町○丁目○番○号	03-xxxx-xxxx
鉛	直積み＋シート掛け（ポリエステル製）	ダンプ	(株)土壌運搬	東京都○○区○○町○丁目○番○号	03-xxxx-xxxx
鉛	フレキシブルコンテナ（内袋あり：ポリエチレン製）	ダンプ	土壌　太郎	東京都○○区○○町○丁目○番○号	080-xxxx-xxxx

個人名等はマスキングしないで届出してください

３．法16条認定調査の届出書における注意点

認定調査届出書における注意点

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

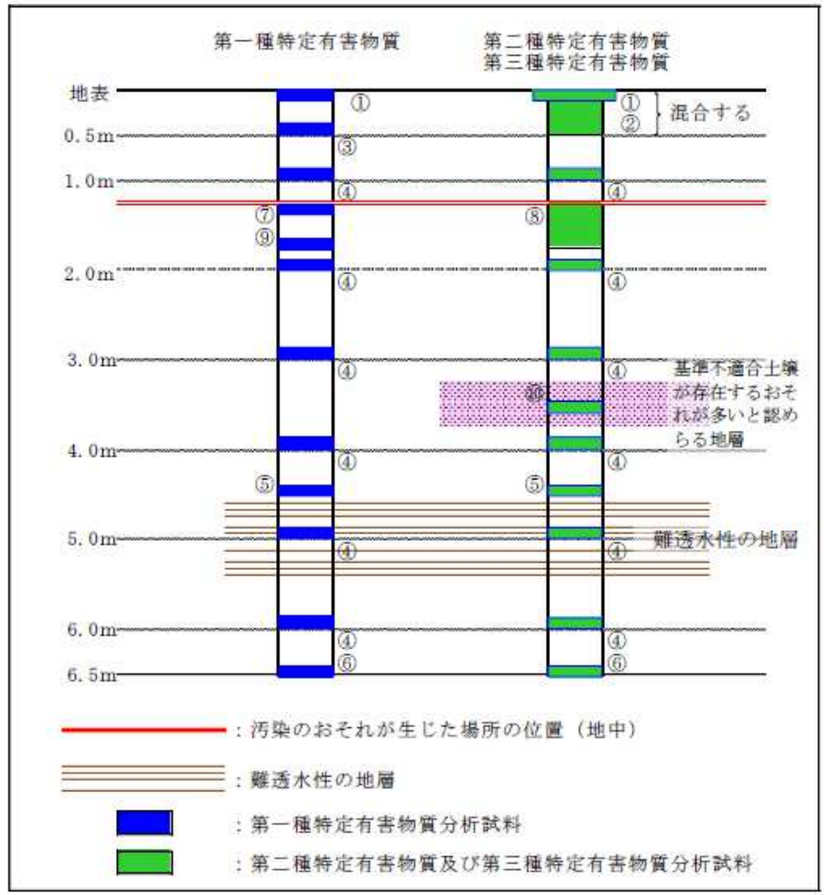
東京都知事　殿

届出者１

土壌汚染対策法施行規則第59条の２第２項第３号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

掘削対象地を含む要措置区域等の所在地		（地番） （　） ※詳細は別紙「要措置区域等所在地一覧」のとおり
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日		
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無		～
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日	～
	搬入された土壌の量	㎥
	規則第40条第２項第３号に定める方法による調査の結果	
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法	

連絡先	所　属	氏　名	電話番号	電子メールアドレス



【認定調査時地歴調査】

➤ 区域指定から１年内であっても、認定調査の分析項目を絞る場合は、要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書（様式第二十四）届出書を提出ください。

【掘削前調査の深度】

➤認定調査の深度方向範囲は、基本的に対象範囲の整数メートル及び掘削底面等（任意の深度）

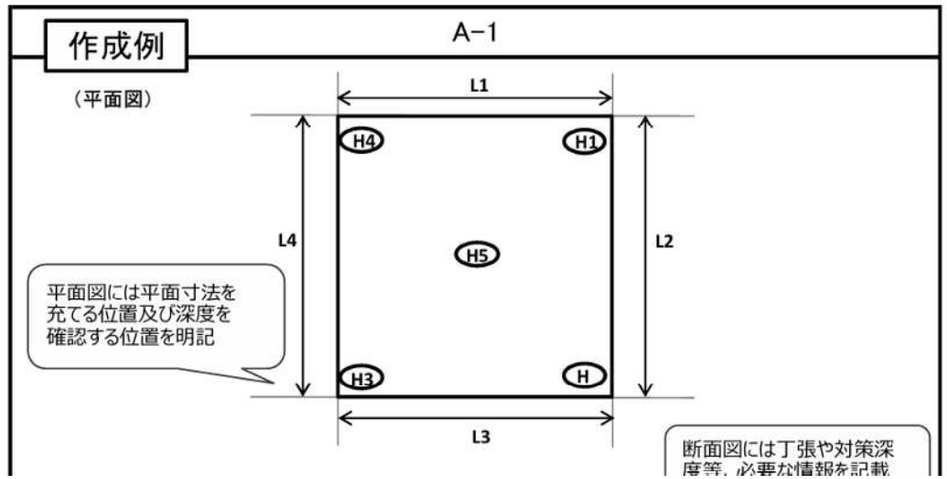
※上下1m範囲の基準不適合間の絞り込みによる認定は不可

４．工事完了・措置完了届出書における注意点

工事完了・措置完了届出書における注意点

4　提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1　報告書及び添付書類	書類の種類
○工事完了報告書（措置完了報告書） ○形質変更時要届出区域所在地一覧 ●16010 工事完了報告書 ●16030 措置完了 ※施工内容に応じて選択してください	Excel
●16050 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（p. 153「2　届出者」を参照してください。）	PDF
○相違点一覧（工事完了報告用又は措置完了報告用） ●16060 相違点一覧_工事 ●16070 相違点一覧_措置 ※施工内容に応じて選択してください	Excel
○汚染状況を明らかにした図面 ●16080 汚染状況を明らかにした図面	PDF
○措置方法に関する事項 ●16240 施工のフロー図	PDF



【形質変更時要届出区域の工事完了届】

➤ システムの都合上、必須書類が揃っていなくても、書類の提出が可能であるため、届出者自身で書類が揃っているか要確認

【出来高管理】

➤写真台帳の内容と一致しているか

※メモリのずれや測点が異なるケースが多い

➤狭隘地であっても5地点で掘削深度を測定（面的管理）

➤一つの区画を分割掘削した場合は、理由を相違点一覧に記載

➤面積・体積の計算式（CAD計測）等の根拠も記載

ありがとうございました

土壌汚染対策｜化学物質・土壌汚染｜東京都環境局
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil